

川崎市幸区公告 第4号

次の介護保険料に係る還付通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年1月15日

川崎市幸区長 山口 美穂

年度	科目	期別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
令和7年度	介護保険料			計5件 (3名)

(別紙省略)